

59 食品の安全に係るリスク管理等の総合的な推進

【515（482）百万円】

対策のポイント

食品の安全に係るリスク管理等を総合的に推進するため、①有害化学物質・微生物の汚染実態調査、②生産資材の調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

<背景／課題>

- ・食品の安全性を向上させるためには、生産から消費の必要な段階で、科学的根拠に基づきリスク管理を行っていくことが重要です。
- ・このため、有害化学物質・微生物の汚染実態を踏まえた安全性向上対策の策定、生産資材（農薬、肥料、飼料・飼料添加物、動物用医薬品）の調査、試験等に基づく使用基準や残留基準値の設定等を行っていくことが必要です。

政策目標

- 特定の有害化学物質・微生物の摂取量が許容範囲を超えないように抑制
- 科学的な知見に基づき、効果が高く安全な生産資材を安定的に供給

<主な内容>

1. 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業 155（142）百万円

食品を通じて人の健康に悪影響を及ぼす可能性のある化学物質・微生物について、食品等の含有・汚染実態を調査します。

また、人の健康への悪影響が懸念される有害化学物質・微生物について、事業者と連携して実施可能な汚染防止・低減対策の策定・普及を行います。

（委託費）
（委託先：民間団体等）

2. 生産資材安全確保総合対策事業 360（340）百万円

生産資材の使用基準や残留基準値の設定等を行うための調査・試験や分析・試験方法の開発等を実施します。

また、遺伝子組換え等の新技術を応用したワクチンの実用化に必要な安全性、有効性を確認する試験等の実施を支援します。

（委託費、補助率：定額）
（委託先、事業実施主体：民間団体等）

お問い合わせ先：

1の事業 消費・安全局食品安全政策課（03-6744-2135）

2の事業のうち

農薬・肥料 消費・安全局農産安全管理課（03-3591-6585）

飼料・動物用医薬品

消費・安全局畜水産安全管理課（03-6744-2103）

1. 有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業

食品や飼料中の化学物質の含有実態を調査

(平成18年度～)

食品や生産環境中の微生物の汚染実態を調査

(平成19年度～)

調査・分析対象の選定スキーム

リスク管理検討会(関係者)

毒性、汚染実態等についての情報収集

優先的にリスク管理を行うべき有害化学物質、有害微生物の決定

サーベイランス・モニタリング計画※の作成

※5年間の中期計画と毎年の年次計画を作成

I

計画に基づく食品等の含有・汚染実態調査の実施

科学的根拠に基づき安全を確認

III

策定した汚染防止・低減対策の効果検証
(必要に応じ、対策を見直し)

II

汚染防止・低減対策の策定・普及

- ・事業者と連携した実施可能な低減技術の有効性の検討
- ・事業者への汚染防止・低減対策の普及

フードチェーン全体を通じた安全性の向上

国民の健康への悪影響を未然に防止

2. 生産資材安全確保総合対策事業

最新の科学的な知見に基づく、安全な生産資材の確保に向けた取組

【生産資材を取り巻く課題】

- ・国際的な標準に整合した制度の運用
- ・最新の科学的な知見に基づく使用基準等の設定・不断の見直し

農薬

… 農薬の安全性に関する審査を充実させるための調査・試験 等

肥料

… 未利用資源の安全性の調査・試験 等

飼料

… 食用馬向け飼料のかび毒等の基準値設定に必要な試験 等

動物用
医薬品

… 使用基準・残留基準値の設定等に必要な調査・試験